

環水大管発第 25032611 号
環循規発第 2503261 号
令和 7 年 3 月 26 日

各都道府県・各政令市
水環境保全担当部(局)長 殿
産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省水・大気環境局環境管理課長
環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
(公 印 省 略)

PFOS 等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について

平素より環境行政の推進につきましては、特段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、国内において、浄水場の水源となっていたダム等から、指針値（暫定）を超える PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオクタン酸）（以下「PFOS 等」という。）が検出されました。関係自治体に設置された有識者委員会において、周辺の調査結果等から総合的な検討が行われた結果、ダム上流に位置する資材置場において、長期間にわたって野積みされていた PFOS 等を含む使用済活性炭からの PFOS 等の流出が、ダム等における PFOS 等の検出の原因と考えることが妥当とされたところです。

活性炭は水処理等に広く用いられていますが、上記事案のように長期間にわたって野積みし、保管容器の外装が破損したまま雨ざらしで放置するなど、不適切な管理が行われた場合、活性炭に吸着した PFOS 等が溶出し、環境中への流出による汚染を生じさせるおそれがあります。

今般、活性炭の適正な取扱い等に関する知見を整理するため、活性炭の製造・再生利用事業者等へ行った調査結果を踏まえ、水道における暫定目標値又は公共用水域等における指針値（暫定）を超過する濃度の PFOS 等を含む水の処理に用いた使用済活性炭（事業の用に供されたものに限る。以下「使用済活性炭」という。）の適切な管理に関して留意すべき点等について、下記のとおり整理しましたので、管内の活性炭を用いて水処理を行い使用済活性炭を排出する事業者及び使用済活性炭を再生する事業者並びに使用済活性炭を廃棄物として処理する廃棄物処理業者へ周知くださいますようお願いいたします。併せて、貴都道府県市において水処理に活性炭を使用する場合に留意いただくようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 使用済活性炭の適切な保管について

使用済活性炭を長期間にわたって野積みし、保管容器の外装が破損したまま放置するなど、不適切な管理が行われた場合、活性炭に吸着した PFOS 等が溶出し、環境中への流出による汚染を生じさせるおそれがある。事業場等において使用済活性炭を長期間保管する場合には、

屋内で保管する又は雨水等が当たらないよう保管すること、定期的に保管状況を確認することなど、環境中への PFOS 等の流出による汚染を生じさせないように保管すること。

また、廃棄物となった使用済活性炭を保管する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 6 条に規定する処理基準及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 8 条に規定する保管基準に基づき、飛散・流出防止措置を講ずるなど、適切に管理するとともに、以下の 2 に従って速やかに処理すること。

なお、保管中の使用済活性炭に吸着した PFOS 等が溶出し、環境中への流出による汚染を生じさせるおそれがある事案が発生した場合には、関係自治体において PFOS 等の環境中への流出の実態を的確に把握する観点から、保管者は関係自治体に対して情報を共有することが望ましいこと。

2 使用済活性炭の適正処理について

使用済活性炭を廃棄物として処理する場合には、排出事業者から廃棄物処理業者に対して PFOS 等の含有情報を適切に提供するとともに、廃棄物処理業者においては「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」（令和 4 年 9 月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課作成。以下「技術的留意事項」という。）を参考に確実に分解処理すること。

なお、使用済活性炭中の PFOS 等の濃度が技術的留意事項に示す管理目標参考値（ $5 \mu\text{g/kg-dry}$ ）以下のものは、技術的留意事項の対象とされていないが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守の上、適正に処理すること。

3 使用済活性炭の再生について

使用済活性炭の再生の委託を検討する場合には、当該使用済活性炭に PFOS 等が含まれていることを委託者から受注者である再生事業者に伝え、当該再生事業者において受入可能か確認すること。確認の結果、使用済活性炭の再生を委託する場合には、委託者においても再生事業者において、再生事業者の事業場からの排水の公共用水域等への排出や排ガスの大気への放出による環境中への PFOS 等の流出を防止する取組（以下「汚染防止の取組」という。）が行われていることを確認すること。

汚染防止の取組の例としては、排水又は排ガス中の PFOS 等の濃度を測定し、確実に分解処理されているかを確認することが考えられ、技術的留意事項において示している排水及び排ガスの採取・分析方法や管理目標値の考え方を参考とすること。

参考：PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（令和 4 年 9 月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）

<https://www.env.go.jp/content/000077696.pdf>